

静岡県がんセンター局管理規程第9号

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年2月1日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年がんセンター局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第8条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)～(6)</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5～10</u> (略)</p> <p>(日額をもって定められている特殊勤務手当の調整)</p> <p>第8条の2 日額をもって定められている手当を支給する場合において、作業等に從事した時間が1日について4時間に満たないときは</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第8条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 感染症対応手当</u></p> <p><u>(3)～(7)</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 感染症対応手当は、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者に接して行う診療又は患者が使用した物件の処理、その他局長が特に認める病院内の区域での診療に従事したとき、1日につき4,000円を支給する。</u></p> <p><u>また、病院外の新型コロナウイルス感染症患者が発生している医療機関等での感染対策業務に従事したとき、1日につき4,000円を支給する。</u></p> <p><u>6～11</u> (略)</p> <p>(日額をもって定められている特殊勤務手当の調整)</p> <p>第8条の2 日額をもって定められている手当を支給する場合において、作業等に從事した時間が1日について4時間に満たないときは</p>

その手当の日額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、前条第4項の手当については、調整しない。

その手当の日額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、前条第4項及び第5項の手当については、調整しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第8条第5項及び第8条の2の規定は、令和2年2月19日から適用する。